

## 綾瀬市民間保育所等待機児童緊急対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、待機児童の解消を図るため、綾瀬市内の民間保育所等が行う待機児童緊急対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱における補助対象者は、次の各号に掲げる施設の設置者又は当該施設の長とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の認可を受けた市内の保育所
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の認可を受けた市内の幼保連携型認定こども園
- (3) 法第34条の15第2項の規定による認可を受けた法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う市内の施設

(補助対象事業等)

第3条 この要綱において補助対象とする事業（以下「補助事業」という。）、補助要件、対象経費、補助金額及び補助対象期間は、次の各号に掲げる施設に応じ、当該各号に定める補助事業とする。

- (1) 前条第1号及び第2号に規定する補助対象者 別表第1に掲げる補助事業
- (2) 前条第3号に規定する補助対象者 別表第2に掲げる補助事業

(補助金の交付申請及び提出期限)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、民間保育所等待機児童緊急対策補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、当該年度の3月10日まで市長に提出しなければならない。

- (1) 民間保育所等待機児童緊急対策補助金事業計画書（第2号様式）
- (2) 民間保育所等待機児童緊急対策補助金所要額内訳書（第3号様式）

(3) その他市長が必要と認める書類

(決定の通知)

第5条 規則第7条の規定による通知は、民間保育所等待機児童緊急対策補助金（変更）交付決定通知書（第4号様式）によるものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項に規定する市長の定める期日は、交付決定を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(変更等の承認)

第7条 規則第6条第1号及び第2号の規定による承認を受けようとする場合は、民間保育所等待機児童緊急対策補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第5号様式）を、市長に提出するものとする。

(状況報告)

第8条 補助事業を実施している者（以下「補助事業者」という。）は、当該会計年度終了後の4月5日までに、民間保育所等待機児童緊急対策補助金状況報告書（第6号様式）に、民間保育所等待機児童緊急対策内訳書（第3号様式）を添付し、実施状況を報告するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、前条の状況報告に基づきその所要額を交付する。

(実績報告)

第10条 規則第12条第1項による実績報告は、民間保育所等待機児童緊急対策補助金実績報告書（第7号様式）に、次に掲げる書類を添付して行うものとし、同条に規定する市長の定める期日は、当該会計年度終了後の4月末日までとする。

(1) 民間保育所等待機児童緊急対策補助金事業実績書（第2号様式）

(2) 民間保育所等待機児童緊急対策補助金事業実績内訳書（第3号様式）

(書類の整備等)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を法人会計及び施設会計に分け、その経理状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、それらに関する証拠書類を整備し、保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月19日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表第1（第3条関係）

民間保育所等待機児童緊急対策補助金事業

事業名	補助要件	対象経費	補助金額	補助対象期間
民間保育所等 運営費補てん 事業	市長の定める基準人 数を超えて、0歳児 から2歳児の待機児 童（綾瀬市に住民登録 を有する者に限る） を3名以上受け入れ た場合	受入れを行った児童 の保育に要する経費	受入れた児童数に、次の 月額を乗じた額 (1) 0歳児 40,000円 (2) 1歳児 23,000円 (3) 2歳児 23,000円	7月1日から翌3月31日
民間保育所等 派遣保育士補 助事業		児童を受入れるため に派遣保育士の派遣を 受けた場合の委託料等	派遣保育士1人当たり 1時間 1,200円（ただ し、当該委託料等の額を超え る場合は同額を限度とする）	4月1日から翌3月31日

別表第2（第3条関係）

民間保育所等待機児童緊急対策補助金事業

事業名	補助要件	対象経費	補助金額	補助対象期間
民間保育所等 派遣保育士補助事業	市長の定める基準 人数を超えて、0歳 児から2歳児の待機 児童（綾瀬市に住民登 録を有する者に限る ）を1名以上受け入 れた場合	児童を受入れるため に派遣保育士の派遣を 受けた場合の委託料等	派遣保育士1人当たり 1時間 1,200円（ただ し、当該委託料等の額を超え る場合は同額を限度とする）	4月1日から翌3月31日

第1号様式（第4条関係）

民間保育所等待機児童緊急対策補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所在地  
名 称  
代表者氏名

年度綾瀬市民間保育所等待機児童緊急対策補助金の交付を受けたいので、  
次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助事業

2 交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 民間保育所等待機児童緊急対策補助金事業計画書（第2号様式）
- (2) 民間保育所等待機児童緊急対策補助金所要額内訳書（第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第4条、第10条関係）

民間保育所等待機児童緊急対策補助金事業計画書・実績書

施設名

事業名	区分		交付区分	補助単価 (円)	補助対象 人数 (人)	補助対 象月数 (月)	所要額 (円)	
	経費名							
民間保育所等運 営費補てん事業	保育に要 する経費	月額（児 童1人当 たり）	0歳児					
			1歳児					
			2歳児					
	小 計 ①							
民間保育所等派遣保育士補助事業	区分		交付区分	委託単価 (a) (円)	補助単価 (b) (円)	月延べ時 間数 (時間)	補助対 象月数 (月)	所要額 (円)
	経費名							
	派遣に伴 う委託料 等	時間額 (派遣保 育士1人 当たり)						
小 計 ②			a < b = a、a ≥ b = b で算出					
派遣元 会社名等		住 所			会社名			
合計所要額 ①+②								円

第3号様式(その1) (第4条、第8条、第10条関係)

民間保育所等待機児童緊急対策補助金所要額内訳書・実施内訳書・実績内訳書

1 民間保育所等運営費補てん事業

施設名

区分	0歳児		1歳児		2歳児		合計
	児童数 ①	所要額 ①×単価	児童数 ②	所要額 ②×単価	児童数 ③	所要額 ③×単価	
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
4月							
5月							
6月							
小計							
7月							
8月							
9月							
小計							
10月							
11月							
12月							
小計							
1月							
2月							
3月							
小計							
合計							

第3号様式(その2) (第4条、第10条関係)

民間保育所等待機児童緊急対策所要額内訳書・実施内訳書・実績内訳書

2 民間保育所等派遣保育士補助事業

施設名

区分	派遣保育士名 ( )		派遣保育士名 ( )		派遣保育士名 ( )		合 計
	委託単価(時給) ( 円)		委託単価(時給) ( 円)		委託単価(時給) ( 円)		
	月勤務 時間数①	所要額 ①×単価	月勤務 時間数②	所要額 ②×単価	月勤務 時間数③	所要額 ③×単価	
4月	(時間)	(円)	(時間)	(円)	(時間)	(円)	(円)
5月							
6月							
小計							
7月							
8月							
9月							
小計							
10月							
11月							
12月							
小計							
1月							
2月							
3月							
小計							
合計							

※ 1 派遣保育士名が未定の場合は、空欄で提出してください。

※ 2 所要額欄の単価は、委託単価と補助単価のいずれか少ない方の額で算出してください。

第4号様式（第5条関係）

民間保育所等待機児童緊急対策補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

Ⓜ

年 月 日付けで申請がありました 年度綾瀬市民間保育所等  
待機児童緊急対策補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条（第9条）の規定により、次のとおり決定しました。

- 1 補助金額 円  
既交付決定額 円（ 年 月 日決定）  
今回変更（増減）額 円
- 2 補助条件

第5号様式（第7条関係）

民間保育所等待機児童緊急対策補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所在地  
名 称  
代表者氏名

年 月 日付けで決定を受けた 年度綾瀬市民間保育所等待機児童緊急対策補助金に係る補助事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

変更（中止・廃止）前	変更（中止・廃止）後
円	円

2 変更（中止・廃止）の理由

3 添付書類

- (1) 民間保育所等待機児童緊急対策補助金事業計画書（第2号様式）
- (2) 民間保育所等待機児童緊急対策補助金所要額内訳書（第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

第6号様式（第8条関係）

民間保育所等待機児童緊急対策補助金状況報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

補助事業者 所在地  
名 称  
代表者氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市民間保育所等  
待機児童緊急対策補助金に係る補助事業の実施状況を次のとおり報告します。

区 分	補助金交付決定額	今回報告額	補助金受入済額
民間保育所等運営 費補てん事業	円	円	円
民間保育所等派遣 保育士補助事業	円	円	円
合 計	円	円	円

添付書類

- (1) 民間保育所等待機児童緊急対策補助金実施内訳書（第3号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

第7号様式（第10条関係）

民間保育所等待機児童緊急対策補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

補助事業者 所在地  
名 称  
代表者氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市民間保育所等待機児童緊急対策補助金に係る補助事業の実績を次のとおり報告します。

区 分	補助金所要額	補助金交付決定額	補助金受入済額
民間保育所等運営 費補てん事業	円	円	円
民間保育所等派遣 保育士補助事業	円	円	円
合 計	円	円	円

添付書類

- (1) 民間保育所等待機児童緊急対策補助金事業実績書（第2号様式）
- (2) 民間保育所等待機児童緊急対策補助金実績内訳書（第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類